

## ご存知ですか？クーリング・オフ制度

### クーリング・オフ制度とは

訪問販売など特定の取引に対して、「頭を冷やして考え直す期間」を消費者に与え、一定期間内であれば消費者が一方的に無条件で解除できる制度です。

一定期間内に事業者へ書面(ハガキ等)で通知します。

### クーリング・オフできる取引内容と期間(特定商取引法)

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなど含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
訪問購入	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法など)	20日間

※クーリング・オフの起算日(スタート日)は、法定(申込・契約)書面を受け取った日が1日目となります。

### クーリング・オフの効果

- 既に支払っている代金は全額返金されます。
- 商品を受け取っている場合、返品できます。(商品引取り費用は事業者が負担)
- 損害賠償や違約金等一切の支払い義務はありません。

### クーリング・オフ適用外の商品・サービス

- 自動車の販売、自動車のリース、電気、ガス、葬儀などの契約
- 3000円未満の現金取引
- 通信販売(インターネット販売など)、ただし返品に関して表示がない場合は、送料を消費者負担で8日間返品が可能です。
- 消耗品を開封や使用した場合(化粧品や健康食品など)

クーリング・オフ通知の書き方例(次のページをご覧ください)



